

横須賀市認可外保育施設補助金交付要綱

(目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する業務を目的とする施設における児童の健康と安全衛生面の確保及び、管理運営に寄与することを目的とする補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「乳幼児」とは、0歳児から学齢前までの児童をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、児童福祉法第39条に規定する業務を目的とする施設であって、同法第59条の2の規定による届出を補助金の交付を受けようとする日の属する年度の10月1日までに行ったもの（次に掲げる施設を除く。）の設置者とする。

- (1) 事業主が、その雇用する労働者の扶養する乳幼児のみを保育するために設置する施設又は事業主が保育を委託する施設であって、当該事業主が雇用する労働者の扶養する乳幼児のみの保育を行うもの
- (2) 事業主団体が、その構成員である事業主の雇用する労働者の扶養する乳幼児を保育するために設置する施設又は事業主団体が保育を委託する施設であって、当該事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の扶養する乳幼児のみの保育を行うもの
- (3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の32の2第1項に規定する組合が、その構成員の扶養する乳幼児を保育するために設置する施設又は同項に規定する組合が保育を委託する施設であって、当該組合の構成員の乳幼児のみの保育を行うもの
- (4) 居宅訪問による保育を提供する施設
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置する施設
- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る施設

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、別表のとおりとする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において別表のとおりとする。

(提出書類)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、補助事業に要した経費の領収書等とする。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象項目	内容
従事職員の健康診断経費	従事職員に対する健康診断経費として、1名当たり年1回 1,700円又は実費のいずれか低い額
入所乳幼児の健康診断経費	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準ずる項目（内科検診のみ）（1名当たり年1回 3,500円又は実費のいずれか低い額）
調理担当職員等の保菌検査経費	赤痢、サルモネラ菌又はO-157の検査を毎月1回実施（1名当たり1項目 500円又は実費のいずれか低い額）
施設賠償責任保険料	施設の欠陥や管理の不備及び保育中の監督不注意等によって生じた事故に基づき、保育所が児童や第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合に、保育所の負担する損害賠償を内容とした保険（1施設当たり年額15,000円又は実費のいずれか低い額）
保育運営等に要する経費	保育施設において、乳幼児の処遇向上を図るため、必要とする人件費及び保育用備品、消耗品等購入に要する経費（1施設当たり50,000円又は実費のいずれか低い額）